

鈴与商事株式会社ワークライフマネジメント行動計画

平成23年2月1日に示した「鈴与商事株式会社ワークライフマネジメント指針」に則り、社員・管理職・会社がそれぞれの立場で責任を果たし、社員のライフの充実、事業と社員の継続的な成長を目指す為に、以下の通り次世代育成支援対策支援推進法に基づく行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成27年 9月 1日 ~ 平成29年 8月31日までの2年間とする

2. 内 容

目標1 有給休暇取得推進運動に取り組み、計画期間内に平均取得日数7.0日以上/12ヶ月を達成する。

※平成26年4月~平成27年3月の平均取得日数5.5日

対 策 現在取り組んでいる有給休暇取得推進運動（2ヶ月に1日以上の有給休暇取得）の進捗を毎月確認し、取得出来ていない部署をフォローする。

また、平成29年8月までに「記念日休暇」の導入など上記以外の取得推進策を検討する。

目標2 所定時間外労働の削減に取り組み、計画期間内に平均所定時間外労働時間数200時間以下/12ヶ月を達成する。

※平成26年4月~平成27年3月の平均所定時間外労働時間数215時間。

対 策 現在取り組んでいる「22時までには全員退社」の運用を徹底するとともに、平成29年8月までに新たな削減推進策の検討し、実施する。

所定時間外労働の状況を毎月確認し、一定の時間を超えた場合には対象者および上長に状況を確認し、フォローする。

目標3 産前産後休暇および育児休業等を取得する女性社員が就業を継続し、活躍出来るように、休暇・休業中の能力向上やキャリア形成などのための支援策を検討し、実施する。

対 策 計画開始時より、支援策の検討を開始する。

平成29年8月までに支援策を実施する。

以上